

新株予約権証券確約書

(平成10.12.1、18.5.1変更)

(昭和42.3.2実施)

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

印

代表者の

役職氏名

印

(コード番号

名証第

部)

本会社は、年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。

1. 本会社は、貴取引所が上場新株予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出いたします。
2. 本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新株予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
3. 本会社は、上場新株予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。
4. 本会社は、貴取引所の上場手数料等に関する規則に従い、所定の上場手数料を支払います。
5. 本会社は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新株予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(変更)

[平成8.7.1、10.12.1、11.9.1、14.4.1、16.10.1、18.5.1、21.1.5、令和元.5.1]